

門真市子ども・子育て会議
平成 27 年度以降の運営方法について

1. 会議の役割

- ① 計画（案）の検討に関すること
- ② 計画の推進に関すること
- ③ 子ども・子育て支援施策の推進に関すること
- ④ 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に関すること
- ⑤ 地域型保育事業の認可に関すること
- ⑥ 就学前教育・保育の利用者負担に関すること

《参考》

子ども・子育て会議の所掌事務【子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項】

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- ② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- ④ 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2. 今後の運営方法

(1) 部会の設置について

①設置目的

特定分野を専門的かつ効率的に審議するために、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則第 6 条の規定に基づき、門真市子ども・子育て会議に、就学前教育・保育を専門的に審議する部会を設置する。

②部会の名称

就学前教育・保育部会

③部会の担当事務

- (ア) 子ども・子育て支援施策（就学前教育・保育分野）の推進に関すること
- (イ) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に関すること
- (ウ) 地域型保育事業の認可に関すること
- (エ) 就学前教育・保育の利用者負担に関すること

④部会の構成委員

学識経験者、保護者代表、私立幼稚園代表、民間保育園代表、
公立幼稚園・保育所代表（全 8 名）

(2) 各会議の役割について

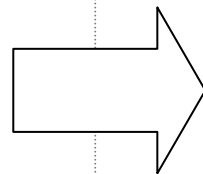
《平成26年度まで》

門真市子ども・子育て会議

《構成委員》
全委員（19名）

《担任事務》

- ① 計画（案）の検討
- ② 計画の推進に関すること
- ③ 子ども・子育て支援施策の推進に関すること
- ④ 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に関すること
- ⑤ 地域型保育事業の認可に関すること
- ⑥ 就学前教育・保育の利用者負担に関すること



《平成27年度から》

門真市子ども・子育て会議

《構成委員》
全委員（19名）

《担任事務》

- ① 計画（案）の検討
- ② 計画、子ども・子育て支援施策（全般）の推進に関すること

《新設》【就学前教育・保育部会】

《構成委員》（全8名）
学識経験者、保護者代表、私立幼稚園代表、
民間保育園代表、公立幼稚園・保育所代表

《担任事務》

- (ア) 子ども・子育て支援施策（就学前教育・保育分野）の推進に関すること
- (イ) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に関すること
- (ウ) 地域型保育事業の認可に関すること
- (エ) 就学前教育・保育の利用者負担に関すること

3. 今後の予定（平成27年度）

	平成27年			平成28年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども・子育て会議	● 第1回 (部会設置 進行管理)			● 第2回 (部会報告 H27答申)		
部 会				● 第1回 (利用定員の設定 地域型保育事業認可)		